

公立大学法人三条市立大学教職員給与規則

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 給料（第6条—第11条）

第3章 諸手当（第12条—第26条）

第4章 補則（第27条—第30条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、公立大学法人三条市立大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第26条の規定に基づき、同規則第2条に規定する教職員の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給与 給料及び諸手当をいう。
- (2) 給料 公立大学法人三条市立大学教職員の勤務時間等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第2条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であつて諸手当を除いたものをいう。
- (3) 諸手当 管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当、管理職特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。

（給与支払の原則）

第3条 給与は、通貨で、直接教職員に、その全額を支払われなければならない。ただし、次に掲げるものは、教職員に支給する給与から控除することができる。

- (1) 法令で定めるもの
 - (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）第24条第1項ただし書の協定に規定するもの
- 2 前項の規定にかかわらず、給与は、教職員の申出により、その全部又は一部を当該教職員が指定する本人名義の預金口座に支払うことができる。
- 3 教職員が死亡した場合は、その給与を遺族に支給する。この場合の遺族の範囲及び順位は、公立大学法人三条市立大学教職員退職手当規則第3条に定めるところによる。

（給与の支給）

第4条 給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

- 2 給与は、次項及び第4項を除いて、毎月の21日に支給する。
- 3 給与のうち、時間外勤務手当、休日勤務手当、入試手当及び管理職特別勤務手当は、当該月分を翌月の21日に支給する。
- 4 給与のうち、期末手当及び勤勉手当は、6月30日及び12月10日に支給する。
- 5 前3項の支給日が勤務時間等規程第4条の週休日又は同規程第6条の休日（以下「週休日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い週休日等でない日に支給する。

（給与の減額）

第5条 教職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間等規程第6条の休日である場合、勤務時間等規程第7条の代休日である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

第2章 給料

（給料）

第6条 教職員の給料は月額とし、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれに定める給料表を適用する。

- (1) 就業規則第2条第2号に規定する教員 教育職給料表（別表第1）
 - (2) 同規則第2条第3号に規定する職員 一般職給料表（別表第2）
- 2 教職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第3の級別職務分類表に定めるとおりとする。
- 3 再雇用する職員の給料月額は、第1項第2号に定める一般職給料表の再雇用職員の区分に掲げる額とする。ただし、適用する職務の級は、理事長が別に定める。

（初任給の基準）

第7条 新たに教職員を採用した場合におけるその教職員の号給は、別に定める初任給の基準により決定する。

（昇格の基準）

第8条 教職員の昇格（教職員の職務の級をその上位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）は、別に定める昇格の基準により決定する。

（昇給の基準）

第9条 教職員の昇給は、毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行う。

- 2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（教育職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が5級である者及び一般

職給料表の適用を受ける教職員でその職務の級が6級である者にあつては、3号給とすることを標準として、別に定める基準により決定する。

- 3 55歳に達した教職員の第1項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を極めて良好又は特に良好な成績で勤務した場合に限り行うものとし、昇給させる場合の号級数は、勤務成績に応じて、別に定める基準により決定する。
- 4 前項の規定にかかわらず、年俸制の教員及び再雇用の職員は昇給しない。
- 5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号級を超えて行うことができない。
- 6 前各項に規定するもののほか、教職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
(号給の決定)

第10条 教職員が1の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。
(給料の支給に関する基準)

第11条 新たに教職員となった者にはその日から給料を支給し、昇給降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

- 2 教職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。
- 3 教職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与の計算期間の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りにより計算する。

第3章 諸手当

(管理職手当)

第12条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある教職員に対して、その職務の特殊性に基づき支給する。

- 2 前項の管理職手当を支給する職及び支給月額、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額とする。

職	支給月額
学部長	41,100円
事務局長	41,100円
次長	41,100円
課長	31,000円

- 3 管理職手当を支給する職を複数兼ねる場合は、上位の管理職手当のみを支給する。
- 4 第18条及び第19条の規定は、第2項に規定する職にある教職員には適用しない。
(扶養手当)

第13条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して、支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の

扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障がい者

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、扶養親族とはみなさない。

- (1) 教職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の基礎となっている者
- (2) 年額130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者
- (3) 重度心身障がい者の場合は、前2号によるほか、終身労務に服することができない程度でない者

4 扶養手当の月額、第2項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円とする。

5 扶養親族たる子のうち、満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

6 新たに教職員となった者に扶養親族がある場合又は教職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その教職員は直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号、第3号又は第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

7 扶養手当の支給は、新たに教職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が教職員となった日、教職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその教職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている教職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている教職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠く

に至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

8 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている教職員に更に第6項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている教職員の扶養親族で第6項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 教職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(住居手当)

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員

(2) 第17条の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額2万3,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から1万2,000円を控除した額

(2) 月額2万3,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から2万3,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万6,000円を超えるときは、1万6,000円）を1万1,000円に加算した額

3 前項の規定にかかわらず、第1項第2号に掲げる教職員の住居手当の月額は、前項の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(通勤手当)

第15条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のために交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする教職員（交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤

距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

- (2) 通勤のために自動車、原動機付自転車その他の原動機付の交通用具又は自転車(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする教職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であって、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の月額、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として6月を超えない範囲内で1月を単位として別に定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1月)をいう。以下同じ。)につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃等相当額」という。)が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1月当たりの運賃等相当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)
- (2) 前項第2号に掲げる教職員 次の表の左欄に掲げる自動車等の片道の使用距離の区分に応じ、同表の右欄に掲げる1月当たりの額

自動車等の片道の使用距離	1月当たりの額
4キロメートル未満	2,900円
4キロメートル以上6キロメートル未満	4,000円
6キロメートル以上8キロメートル未満	5,100円
8キロメートル以上10キロメートル未満	6,200円
10キロメートル以上12キロメートル未満	7,400円
12キロメートル以上14キロメートル未満	8,500円
14キロメートル以上16キロメートル未満	9,600円
16キロメートル以上18キロメートル未満	10,700円
18キロメートル以上20キロメートル未満	11,800円
20キロメートル以上22キロメートル未満	12,900円
22キロメートル以上24キロメートル未満	13,900円
24キロメートル以上26キロメートル未満	15,000円
26キロメートル以上28キロメートル未満	16,000円
28キロメートル以上30キロメートル未満	17,000円

30キロメートル以上32キロメートル未満	18,100円
32キロメートル以上34キロメートル未満	19,100円
34キロメートル以上36キロメートル未満	20,200円
36キロメートル以上38キロメートル未満	21,200円
38キロメートル以上40キロメートル未満	22,200円
40キロメートル以上42キロメートル未満	23,300円
42キロメートル以上44キロメートル未満	24,300円
44キロメートル以上46キロメートル未満	25,400円
46キロメートル以上48キロメートル未満	26,400円
48キロメートル以上50キロメートル未満	27,400円
50キロメートル以上52キロメートル未満	28,500円
52キロメートル以上54キロメートル未満	29,500円
54キロメートル以上56キロメートル未満	30,600円
56キロメートル以上58キロメートル未満	31,600円
58キロメートル以上60キロメートル未満	32,600円
60キロメートル以上62キロメートル未満	33,700円
62キロメートル以上64キロメートル未満	34,700円
64キロメートル以上66キロメートル未満	35,800円
66キロメートル以上68キロメートル未満	36,800円
68キロメートル以上70キロメートル未満	37,800円
70キロメートル以上72キロメートル未満	38,900円
72キロメートル以上74キロメートル未満	39,900円
74キロメートル以上76キロメートル未満	41,000円
76キロメートル以上78キロメートル未満	42,000円
78キロメートル以上80キロメートル未満	43,000円
80キロメートル以上	44,100円

- 3 第1項各号に規定する教職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しない場合は、その月の通勤手当は支給しない。
- 4 通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の給与支給日に支給する。
- 5 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(手当支給の始期及び終期)

第16条 前2条の手当の支給は、教職員の届出に基づき、事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、支給要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。

2 教職員の届出が事実の生じた日から15日を経過した後になされた場合の手当の支給については、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 前2条の手当の月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項の規定は、手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(単身赴任手当)

第17条 単身赴任手当は、勤務部署を異にする異動又は在勤する勤務部署の移転に伴い、住居を移転し、次に掲げる事情により同居していた配偶者と別居することとなった教職員（再雇用する職員を除く。）で、当該異動若しくは移転の直前の住居から当該異動若しくは移転の直後に在勤する勤務部署までの通勤距離が片道60キロメートル以上であるもの又はそれに相当する程度に通勤が困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員その他権衡上必要があると理事長が認めた教職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務部署に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

(1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある教職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。

(2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。

(3) 配偶者が引き続き就業すること。

(4) 配偶者が教職員又は配偶者の所有に係る住宅を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。

(5) 配偶者が教職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額は、3万円（教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあつては、次の表の左欄に掲げる教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて、同表の右欄に掲げる1月当たりの額を加算した額）とする。

教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離	1月当たりの額
100キロメートル以上300キロメートル未満	8,000円
300キロメートル以上500キロメートル未満	16,000円

500キロメートル以上700キロメートル未満	24,000円
700キロメートル以上900キロメートル未満	32,000円
900キロメートル以上1,100キロメートル未満	40,000円
1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満	46,000円
1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満	52,000円
1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満	58,000円
2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満	64,000円
2,500キロメートル以上	70,000円

(時間外勤務手当)

第18条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じた割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した教職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ勤務時間等規程第2条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この条において、「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（次条の規定により休日勤務手当が支給される時間に相当する時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間の合計が1月について60時間を超えた教職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(休日勤務手当)

第19条 休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた教職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支

給する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第20条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じて得た額を、1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得た数から勤務時間等規程第6条に規定する休日の数に7.75を乗じて得た数を基準とした数の155を減じた数で除して得た額とする。

(入試手当)

第21条 入試手当は、入試業務に従事した教職員に対して、別に定める額を支給する。

(管理職特別勤務手当)

第22条 第12条第2項に規定する職にある教職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって、正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員に管理職特別勤務手当を支給することができる。ただし、週休日等については、勤務に従事した時間が6時間を超えるものとする。

2 管理職特別勤務手当の額は、次の表の左欄に掲げる職の区分に応じて、週休日等に勤務した場合にあっては同表の中欄に、週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合にあっては同表の右欄にそれぞれ定める額とする。

職	週休日等に勤務した場合	週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合
学部長	15,000円	5,000円
事務局長	15,000円	5,000円
次長	15,000円	5,000円
課長	12,000円	4,000円

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員に対して、第4条第4項に規定する日(以下次条から第26条までにおいて、これらの日を「支給日」という。)に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の122.5を乗じて得た額(第12条第2項に規定する職にある教職員(以下「特定管理教職員」という。)にあっては100分の102.5を乗じて得た額)に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用する職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」と

あるのは「100分の65」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」とする。

- 4 前2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在において教職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額合計額とする。
- 5 給料表の適用を受ける教職員で、職務の複雑、困難及び責任の度合等を考慮して、当該各給料表につき、別表第4に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して、同表に定める教職員の区分に応じて、同表に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。
- 6 第1項の規定により期末手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（次条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。
 - (1) 無給休職者（就業規則第14条第1項第1号の規定に該当して休職にされている教職員のうち、給与の支給を受けていない教職員をいう。）
 - (2) 刑事休職者（就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている教職員をいう。）
 - (3) 停職者（就業規則第42条第3号の規定により停職にされている教職員をいう。）
 - (4) 公立大学法人三条市立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第2条の規定により育児休業をしている教職員のうち、非常勤教職員
- 7 第2項に規定する在職期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
 - (1) 前項第3号に掲げる教職員として在職した期間については、その全期間
 - (2) 育児休業等規程第2条の規定により育児休業をしている教職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1か月以下である教職員を除く。）として在職した期間については、その2分の1の期間
 - (3) 休職にされていた期間については、その2分の1の期間
 - (4) 育児休業等規程第13条の規定により育児短時間勤務をしている教職員として在職した期間については、短縮した期間の2分の1の期間
- 8 第2項に規定する在職期間は、基準日以前6月以内の期間において、三条市の職員から引き続き教職員になった者については、その者の当該職員としての引き続きいた在職期間を教職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

（期末手当の支給制限）

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一部差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第42条第5号の規定による懲戒解雇の処分を受けた教職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第21条の規定により解雇された教職員（同条第2項第1号に該当して解雇された教職員を除く。）
- (3) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した教職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの（期末手当の支給の一時差止）

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対して期末手当を支給することが、業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認める場合
- 2 理事長は、一時差止処分を受けた者について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起

訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する教職員に対して、その者の勤務成績に応じて、支給日に支給する。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第5項に規定する教職員の勤務期間による割合(同項において、「期間率」という。)に第6項に規定する教職員の勤務成績による割合(同項において、「成績率」という。)を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる教職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 前項の教職員のうち再雇用職員以外の教職員 当該教職員の勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれその基準日現在において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5(特定管理職員にあつては、100分の122.5)を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の教職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の50(特定管理職員にあつては、100分の60)を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において教職員が受けるべき給料の月額とする。

- 4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と、「合計額に、給料の月額に」とあるのは「給料の月額に、その額に」と、「期末手当基礎額」とあるのは「勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

- 5 期間率は、基準日以前6月以内の期間における教職員の勤務期間の区分に応じて、別表第5に定める割合とする。

- 6 成績率は、当該教職員の職務について監督する地位にある者による勤務成績の証明に基づき、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に定める割合の範囲内で理事長が定めるものとする。

- (1) 勤務成績が特に優秀な教職員 100分の112.5(特定管理教職員にあつては、100分の132.5)

- (2) 勤務成績が優秀な教職員 100分の107.5(特定管理教職員にあつては、100分の127.5)

- (3) 勤務成績が良好な教職員 100分の102.5(特定管理教職員にあつては、100分の122.5)

- (4) 勤務成績がやや良好でない教職員 100分の97.5 (特定管理教職員にあつては、100分の117.5)
 - (5) 勤務成績が良好でない教職員 100分の92.5 (特定管理教職員にあつては、100分の112.5)
- 7 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の112.5 (特定管理教職員にあつては、100分の132.5)」とあるのは「100分の60 (特定管理教職員にあつては、100分の70)」と、同項第2号中「100分の107.5 (特定管理教職員にあつては、100分の127.5)」とあるのは「100分の55 (特定管理教職員にあつては、100分の65)」と、同項第3号中「100分の102.5 (特定管理教職員にあつては、100分の122.5)」とあるのは「100分の50 (特定管理教職員にあつては、100分の60)」と、同項第4号中「100分の97.5 (特定管理教職員にあつては、100分の117.5)」とあるのは「100分の45 (特定管理教職員にあつては、100分の55)」と、同項第5号中「100分の92.5 (特定管理教職員にあつては、100分の112.5)」とあるのは「100分の40 (特定管理教職員にあつては、100分の50)」とする。
- 8 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と読み替えるものとする。
- 9 第1項の規定により勤勉手当の支給を受ける教職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する教職員（前項において準用する第24条各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる教職員以外の教職員とする。
- (1) 休職にされている者
 - (2) 第23条第6項第3号及び第4号に該当する者
- 10 第5項に規定する勤務期間は、この規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、当該期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
- (1) 第23条第6項第3号に掲げる教職員として在職した期間
 - (2) 育児休業等規程第2条の規定により育児休業をしている教職員として在職した期間
 - (3) 休職にされていた期間
 - (4) 第5条の規定により給与を減額された期間
 - (5) 負傷又は疾病（業務上の災害及び通勤中の災害による負傷又は疾病を除く。）により勤務しなかった期間から勤務時間等規程第4条に規定する週休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (6) 育児休業等規程第6条の規定による介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
 - (7) 育児休業等規程第13条の規定により育児・介護短時間勤務をしている教職員として1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、

その勤務しなかった期間

(8) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

第4章 補則

(休職者の給与)

第27条 教職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中は、給与の100分の100を支給する。

2 教職員が結核性疾患にかかり、就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

3 教職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、住居手当及び期末手当の100分の80を支給することができる。

4 教職員が就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職を命じられたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

5 就業規則第14条第1項の規定により休職を命じられた教職員には、前各項の定める給与を除くほか、いかなる給与も支給しない。

(育児休業等取得者の給与)

第28条 育児休業等規程の定めるところにより育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 育児休業をしている期間については、次号に定めるもののほか、給与を支給しない。

(2) 基準日にそれぞれ育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

(3) 育児休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。

(4) 教職員が育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業等取得者の給与)

第29条 育児休業等規程の定めるところにより介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）を支給しない。
 - (2) 介護休業をした教職員が職務に復帰した場合において、他の教職員との均衡上必要があると認められるときは、別に定めるところにより、その者の号給を調整することができる。
 - (3) 教職員が介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その期間の勤務しない1時間につき、第20条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。
- (その他)

第30条 この規則に定めるもののほか、教職員の給与に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 令和3年6月期における勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の92.5（特定管理教職員にあつては、100分の112.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の45（特定管理教職員にあつては、100分の55）とする。
(65歳を超える教員に係る給与の特例)
- 3 65歳を超える教員は、第6条第2項の規定にかかわらず、65歳に達した年度以降の給料を年俸制とし、給料年額4,812,000円とする。また、諸手当のうち、扶養手当、住居手当、通勤手当、休日勤務手当及び入試手当を支給する。
- 4 前項に規定する教員の給与は、給料年額に12分の1を乗じて得た額に該当する諸手当を加えた額を、第4条に規定する支給日に支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年12月1日から施行する。
(令和3年12月期における期末手当に関する特例措置)
- 2 令和3年12月期における期末手当に関する第23条第2項及び第3項の規定の適用については、第23条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の117.5」と、「100分の65」とあるのは「100分の60」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の97.5」と、「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の92.5（特定管理教職員にあつては、100分の112.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の45（特定管理教職員にあつては、100分の55）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年11月30日から施行する。ただし、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年12月期における勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和4年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の102.5（特定管理教職員にあつては、100分の122.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の50（特定管理教職員にあつては、100分の60）とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 令和5年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項にかかわらず、100分の97.5（特定管理教職員にあつては、100分の117.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の47.5（特定管理教職員にあつては、100分の57.5）とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年11月29日から施行する。ただし、第6条第1項に掲げる改正後の別表第1及び別表第2、改正後の第21条並びに改正後の附則第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年12月期における勤勉手当に関する特例措置)

- 2 令和5年12月期における勤勉手当の成績率は、第26条第2項及び第6項の規定にかかわらず、100分の107.5（特定管理教職員にあつては、100分の127.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の52.5（特定管理教職員にあつては、100分の62.5）とする。

(勤勉手当の調整)

- 3 令和6年度以降、当分の間、勤勉手当の成績率は、第26条第6項の規定にかかわらず、100分の102.5（特定管理教職員にあつては、100分の122.5）とする。ただし、再雇用職員については、100分の50（特定管理教職員にあつては、100分の60）とする。

別表第1（第6条関係）

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円
1	190,900	233,100	290,700	335,600	410,200
2	193,000	235,400	293,300	338,500	412,500
3	195,100	237,600	295,700	341,500	414,600
4	197,100	239,600	298,000	344,500	416,700
5	199,000	241,700	300,300	347,400	418,600
6	201,400	243,400	302,600	349,800	421,000
7	203,900	245,100	304,700	352,300	423,200
8	206,300	246,900	306,900	354,700	425,500
9	208,700	249,000	309,200	357,200	427,200
10	211,100	251,300	311,600	359,800	429,700
11	213,500	253,600	314,000	362,400	431,900
12	215,800	255,600	316,400	365,200	434,100
13	217,900	257,700	318,700	367,800	435,500
14	219,800	260,100	320,700	369,500	437,700
15	221,500	262,400	322,700	371,700	439,900
16	223,300	264,700	324,400	373,900	442,200
17	225,300	266,600	326,400	375,600	444,300
18	226,700	269,400	328,200	377,600	446,600
19	228,000	272,200	330,000	379,600	448,800
20	229,400	274,900	331,700	381,400	451,100
21	230,900	277,600	333,100	383,200	453,100
22	232,700	280,200	335,500	384,700	455,400
23	234,500	282,700	337,600	385,900	457,800
24	236,100	285,100	339,800	387,100	460,100
25	237,900	287,500	341,600	388,200	462,100
26	240,000	290,000	343,500	389,900	464,200
27	242,000	292,400	345,600	391,600	466,300
28	244,000	294,900	347,700	393,300	468,400
29	245,800	297,300	349,600	395,000	470,400
30	247,700	299,600	351,500	396,600	472,700
31	249,700	301,800	353,300	398,000	474,900
32	251,700	304,000	355,000	399,300	476,800
33	253,600	306,200	356,900	400,900	478,700
34	255,000	308,400	358,500	402,500	480,800
35	256,300	310,900	360,000	404,000	483,000

36	257,600	313,100	361,400	405,700	485,000
37	258,900	315,400	362,800	406,800	487,100
38	260,200	316,700	364,800	408,300	489,100
39	261,500	318,300	366,700	409,800	491,000
40	262,900	319,700	368,400	411,000	492,900
41	264,600	321,100	370,100	411,900	494,900
42	266,200	321,500	371,900	413,500	496,800
43	267,600	321,900	373,500	415,000	498,500
44	269,000	322,300	374,900	416,600	500,400
45	270,200	322,900	376,600	417,900	502,300
46	271,700	323,400	378,300	419,400	504,100
47	273,300	324,200	379,800	420,800	505,900
48	274,600	325,000	381,300	422,300	507,700
49	275,700	325,600	382,800	423,600	509,400
50	276,200	326,300	384,400	424,800	511,100
51	276,600	327,000	385,900	426,100	512,900
52	277,200	327,700	387,500	427,300	514,800
53	277,600	328,700	388,600	428,000	516,300
54	278,000	329,400	390,100	428,900	517,900
55	278,300	329,800	391,500	429,800	519,600
56	278,700	330,400	393,100	430,700	521,200
57	279,100	330,800	394,400	431,500	522,800
58	279,900	331,500	395,800	432,400	524,100
59	280,700	332,200	397,100	433,300	525,400
60	281,500	332,800	398,400	434,100	526,600
61	282,200	333,500	399,600	434,800	527,800
62	283,100	334,400	401,000	435,700	528,800
63	283,900	335,300	402,400	436,700	529,800
64	284,700	336,100	403,800	437,600	530,800
65	285,400	336,800	404,800	438,500	531,400
66	286,000	337,800	405,900	439,400	532,300
67	286,800	338,500	406,900	440,400	533,200
68	287,500	339,500	408,000	441,300	534,100
69	287,900	340,100	408,900	442,300	535,000
70	288,600	341,000	409,700	443,300	535,800
71	289,300	341,900	410,500	444,200	536,500
72	290,000	342,800	411,200	445,200	537,000
73	290,700	343,100	411,900	446,200	537,700
74	291,600	344,100	412,800	447,100	538,200
75	292,500	345,100	413,600	448,000	539,000
76	293,300	346,100	414,300	449,000	539,600
77	293,800	347,100	414,900	449,800	540,100

78	294,700	348,000	415,400	450,300	540,700
79	295,600	348,900	415,800	451,000	541,300
80	296,400	349,800	416,200	451,600	541,900
81	297,200	350,700	416,500	452,400	542,500
82	298,100	351,600	416,900	453,100	
83	298,900	352,500	417,200	453,400	
84	299,700	353,400	417,600	454,000	
85	300,200	354,000	417,900	454,400	
86	301,000	354,600	418,300	454,800	
87	301,800	355,200	418,700	455,200	
88	302,600	355,800	419,100	455,500	
89	303,200	356,300	419,400	455,800	
90	303,800	356,700	419,800	456,200	
91	304,400	357,100	420,200	456,600	
92	305,000	357,500	420,500	456,900	
93	305,600	357,900	420,800	457,200	
94	306,200	358,300	421,200	457,600	
95	306,800	358,800	421,500	457,900	
96	307,400	359,200	421,800	458,200	
97	307,900	359,800	422,100	458,500	
98	308,500	360,300	422,500	458,900	
99	309,100	360,700	422,800	459,200	
100	309,700	361,200	423,100	459,500	
101	310,000	361,600	423,400	459,800	
102	310,300	362,100	423,800		
103	310,600	362,400	424,100		
104	310,900	362,800	424,400		
105	311,200	363,300	424,700		
106	311,500	363,700	425,000		
107	311,800	364,200	425,300		
108	312,000	364,700	425,600		
109	312,400	365,100	425,900		
110	312,700	365,600	426,200		
111	313,100	366,100	426,500		
112	313,500	366,500	426,800		
113	313,800	366,900	427,100		
114	314,200	367,300	427,400		
115	314,500	367,800	427,700		
116	314,800	368,200	428,000		
117	315,000	368,600	428,200		
118	315,300	369,000			
119	315,700	369,500			

120	316, 100	369, 900			
121	316, 300	370, 200			
122	316, 600	370, 600			
123	317, 000	371, 100			
124	317, 400	371, 400			
125	317, 600	371, 800			
126	317, 800	372, 300			
127	318, 100	372, 800			
128	318, 500	373, 200			
129	318, 700	373, 600			
130	319, 000	374, 100			
131	319, 400	374, 600			
132	319, 600	375, 100			
133	319, 800	375, 600			
134	320, 100	376, 100			
135	320, 500	376, 600			
136	320, 700	377, 100			
137	320, 900	377, 600			
138	321, 100	378, 100			
139	321, 300	378, 600			
140	321, 600	379, 100			
141	322, 000	379, 600			
142	322, 300				
143	322, 600				
144	322, 900				
145	323, 300				
146	323, 600				
147	323, 800				
148	324, 100				
149	324, 500				
150	324, 800				
151	325, 100				
152	325, 300				
153	325, 600				
154	325, 900				
155	326, 200				
156	326, 500				
157	326, 700				

別表第2（第6条関係）

一般職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
号給	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600

36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300

78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	
86	246,800	293,500	340,500	379,200		
87	247,200	293,800	341,000	379,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000		
89	248,000	294,400	341,700	380,400		
90	248,500	294,800	342,100	380,900		
91	248,800	295,100	342,600	381,300		
92	249,100	295,500	343,000	381,700		
93	249,400	295,700	343,200	382,000		
94		295,900	343,600			
95		296,200	344,100			
96		296,600	344,500			
97		296,800	344,700			
98		297,100	345,100			
99		297,500	345,500			
100		297,900	345,800			
101		298,100	346,100			
102		298,400	346,500			
103		298,800	346,900			
104		299,100	347,300			
105		299,300	347,800			
106		299,600	348,200			
107		300,000	348,600			
108		300,300	349,000			
109		300,500	349,500			
110		300,900	349,900			
111		301,300	350,200			
112		301,600	350,500			
113		301,800	351,000			
114		302,000				
115		302,300				
116		302,700				
117		302,900				
118		303,100				
119		303,400				

120		303,700				
121		304,100				
122		304,300				
123		304,600				
124		304,900				
125		305,200				
再雇用 職員	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

別表第3（第6条関係）

級別職務分類表

ア 教育職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
1級	助手の職務
2級	助教の職務
3級	講師の職務
4級	准教授の職務
5級	教授の職務

イ 一般職給料表級別職務分類表

職務の級	職務内容
1級	主事の職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	課長の職務
6級	事務局長又は次長の職務

別表第4（第23条関係）

給料表	教職員	加算割合
教育職給料表	職務の級5級の教職員	100分の15
	職務の級4級の教職員及び3級の教職員	100分の10
	職務の級2級の教職員	100分の5
一般職給料表	職務の級6級の教職員	100分の15
	職務の級5級の教職員	100分の10
	職務の級4級及び3級の教職員	100分の5

別表第5（第26条関係）

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15
15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零